

平成三十一年四月十二日提出
質問第一四〇号

保育とは何かに関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

保育とは何かに関する質問主意書

今般のいわゆる無償化法案において、認可外保育所が無償化の対象であるのに、認可外幼稚園が無償化の対象となっていない不公平に関して、以下質問する。

一 学校教育法第三章幼稚園の第二十二條にある「保育」とは、児童福祉法第六條の三第七項に規定する「保育」と同義か。

二 同義でないならば、学校教育法第三章幼稚園の第二十二條にある「保育」とは何か。

三 学校教育法第三章幼稚園の第二十四條では、「幼稚園においては、第二十二條に規定する目的を実現するため教育を行う」とあるが、第二十三條における「幼稚園における教育」とは、第二十二條にある「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与え」ることと同義と理解してよいか。

四 幼稚園教育に保育が含まれるならば、保育所保育指針で定義している「保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこと」とあわせ、循環定義になってしまっているのではないか。教育に保育が含まれるのか、保育に教育が含まれるのか、政府の見解をあきらかにされたい。

右質問する。